青森県後期高齢者医療広域連合 電話交換機等賃貸借仕様書

1 目的

本仕様書は青森県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の電話交換機等の調達及び設定作業の仕様を定めるものである。

2 機器構成・台数

1	電話交換機本 体	一式	◇ISDN 局線:4/4 回線(現用/実装) ※ひかり電話対応 ◇多機能内線:15/16 回線(現用/実装)
			◇一般内線:2/4 回線(現用/実装) ◇10 分バッテリー、ナンバーディスプレイ対応
			◇留守番電話、通話録音及び音声ガイダンスによる分配の 機能を有するもの
			《参考機種》日立製 ET-XILA-ME
2	停電用蓄電池	一式	◇現行機種≪BN150S≫と同等以上のもの
3	多機能電話機	15 台	≪参考機種≫日立製 ET-24XI-SDW
4	その他		◇ひかり電話アダプタ設置工事の手続支援

3 調達範囲及び作業内容等

- (1) 調達範囲
 - ① 機器のリース・設置・調整業務
 - ② 機器の適切な稼働調整業務 (インターネット接続設定を含む。)
 - ③ 既存機器、システム及び現行運用体制との適切かつ円滑な連携に必要となる設定・調査・ 調整業務
 - 4 機器入替に伴う既存機器の撤去のためのデータ消去及び一時的な移動
 - ⑤ ひかり電話アダプターの設置・設定もしくは賃借人指定回線事業者への設置・設定依頼 手続き
- (2) 納入·設置作業等
 - ① 賃貸人は搬入、設置、調整及び動作確認等を行うにあたり、賃借人と打ち合わせを行うとともに議事録(任意様式)を作成すること。協議内容をもとに、事前に作業日程、作業場所、作業内容及び作業実施者等を含む作業日程表をあらかじめ賃借人に提出しなければならない。設定作業については、4(2)に記載の場所において賃借人の業務に支障が出ないよう配慮すること。
 - ② 機器の設置場所については、現地打合せの上決定する。
 - ③ 機器の配備が完了した箇所より順次運用を開始する。
 - **4** 納入期限に間に合わない場合には、必ずその旨を報告すること。
- (3) 動作確認作業

機器が使用できるよう環境設定を行い、正常に動作することを確認すること。

(4) 短縮番号登録作業

広域連合が指定する短縮番号を賃借電話に登録するものとする。

4 納入条件

- (1) 納入期限 令和7年6月30日まで
- (2) 納入場所 広域連合事務室及び書庫

(青森市新町二丁目4番1号 県共同ビル1階・7階)

納入完了は、すべての機器の納入確認後とする。

(3) その他 納品物の梱包材を回収し処分すること。

5 契約方法・期間

賃貸借契約(長期継続契約)とし、賃貸借期間は令和7年7月1日から令和12年6月30日までの5年間とする。

6 支払方法

リース料金は月払い(60回払い)とし、広域連合が請求書を受理した日から30日以内に支払う。

7 リース期間満了後の取り扱い

- (1) 賃貸人は、契約書が定める賃貸借期間の満了の15日以上前に、賃借人に再リースについての意思確認を行う。賃借人は賃貸人に対し、リース期間満了の前日までに再リースの要否について回答を行う。
- (2) 再リースを行う場合の契約内容については本契約の内容に準ずるが、支払は月額払いとする。賃貸人は再リースの意思確認を行う際に金額提示を行う。
- (3) 再リースしない機器についてはリース期間終了後、機器内に保存されている全データが漏えいすることのないように消去したうえで撤去を行うこと。なお、当該作業に要する一切の費用は賃貸人の負担とする。

8 その他

- (1) 納入の際発生した梱包材等は受注者が持ち帰り、関係法令等に従い適切に処理すること。
- (2) 当広域連合におけるインターネット回線との接続を行う。
- (3) 本仕様書の内容及び本仕様書に明示のない項目について疑義があるとは、広域連合と協議するものとする。